

# 告 示

## 埼玉県告示第二十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十九年一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県本庄市下野堂字屋敷南二百十八番一の一部、二百十八番三の一部、二百十八番四の一部、二百二十五番一の一部及び二百二十七番一の一部）

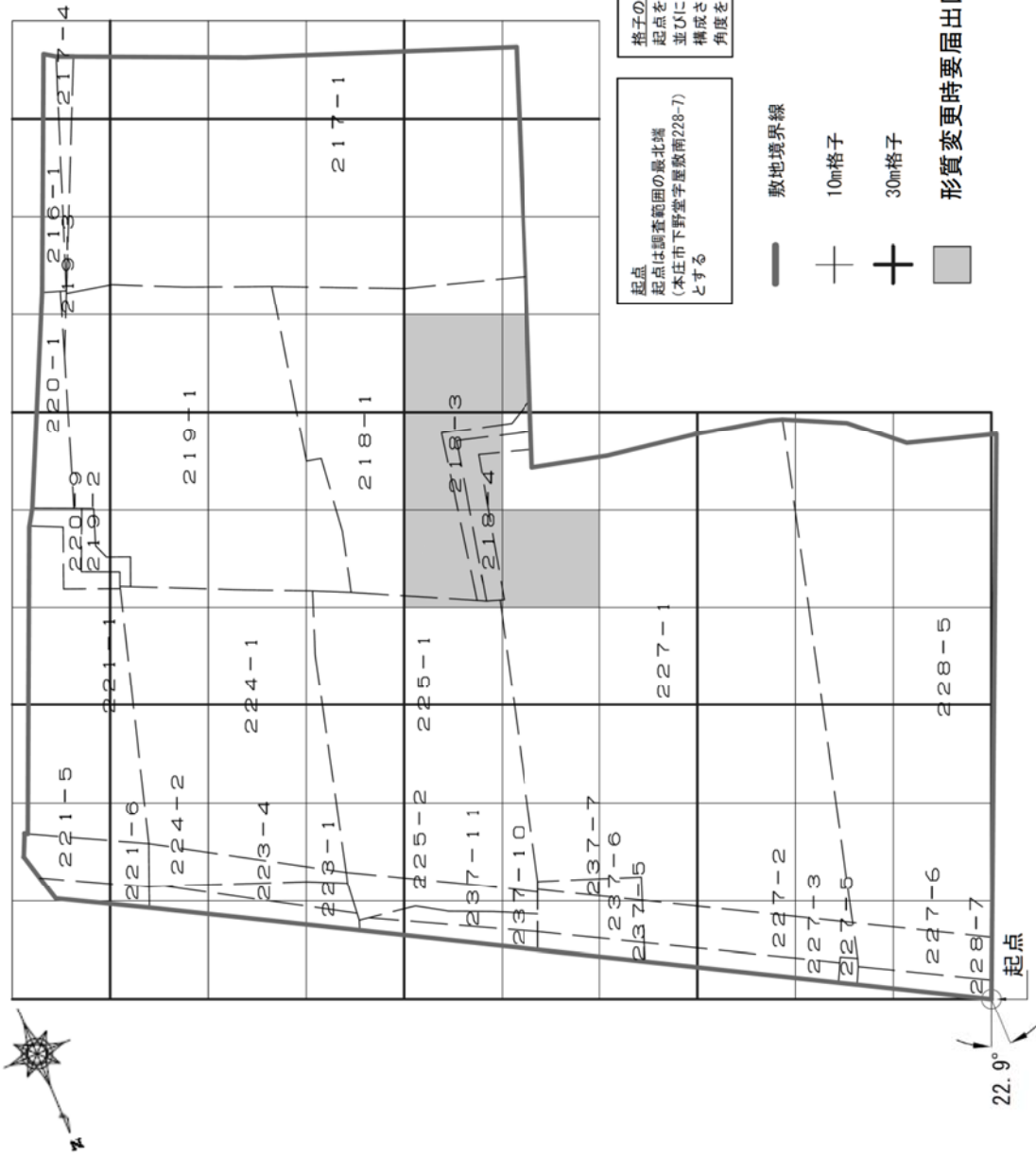
### 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

シアン化合物

### 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

シアン化合物

別図



起点  
 起点は調査範囲の最北端  
 (本任市下野堂字屋敷南228-7)  
 とする

格子の回転角度 22.9度  
 起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線  
 並びに、これらと平行して10m間隔で引いた線により  
 構成される区画線を起点を支点に右方向に回転させた  
 角度を示す